

『機械設備を導入したい。』

## 小規模企業者等設備貸与事業

小規模企業者等が必要な機械設備を(公財)みやぎ産業振興機構が代わって購入し、長期、低利の割賦販売により貸与することで創業及び経営革新を促進します。

### 対象となる方

- 県内に工場・店舗を有している事業所(小規模企業者)
- ・常用従業員数が20名以下(商業・サービス業は5名以下)
- ※条件を満たせば50人まで受付可能

### 対象施設及び限度額等

- (1) 対象設備
  - ・産業機械や印刷機、建設用機械など小規模企業者等の事業の用に供する設備
  - ・機械設備の導入により、経常利益と付加価値の一定以上の向上見込みが必要
- (2) 限度額  
100万円以上1億円以下
- (3) 損料率  
1.1~1.9%(基準金利1.5%)  
※審査基準に基づく格付け連動金利
- (4) 返済期間  
3~10年以内

※ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

### 【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 金融支援課

電話:022-225-6636